

2027 年度 須坂市放課後児童クラブの登録申し込みについて(ご案内)

須坂市では、放課後児童の健全育成を図るため、保護者(同居の祖父母等を含む)が共働き等により留守家庭となる児童を対象に、放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」)を設置しています。

児童クラブ登録申し込みについてご案内いたします。

1 対象児童

市内に居住する小学校及び須坂支援学校(以下「小学校等」)1年生～6年生の留守家庭児童

- (1) 同居の祖父母等が在宅の場合または、家内労働者は留守家庭と見なしませんので、利用対象となりません。ただし、祖父母等が疾病や高齢のため保育ができない場合等、要件を満たせばクラブのご利用が可能です。学校教育課へご相談ください。
- (2) 農閑期や就職活動中は、原則的に児童クラブを利用できません。
- (3) 須坂市立小・中学校指定学校変更事務取扱要領第2条第3項により、指定校変更を許可された者(※下校後、別居の祖父母宅で過ごすため、祖父母宅のある小学校区の小学校への通学を許可された者)は、児童クラブの利用はできません。
- (4) 保護者の疾病や介護、障がい等で申請される場合は、診断書等を提出していただきます。診断書の提出後、利用の可否を学校教育課にて審査させていただきます。

おねがい

どうしても周りに協力者のいない、児童クラブを必要としている児童が入所できるためにも、祖父母の協力が得られる家庭につきましては、対象児童であっても入所についてご配慮いただきますようお願いいたします。

保護者の仕事が休みとなる日は、児童クラブのご利用はできません。

児童クラブの利用と就労証明書の内容に相違がある場合、クラブ又は学校教育課より確認させていただきますことがあります。

2 登録の種類

- (1) 通年登録…学校休業日を含む毎日の利用(※日・祝日・年末年始除く)
- (2) 長期登録…夏休み等学校休業日のみ利用(※土日・祝日・年末年始除く)

3 利用時間

- (1) 平日:下校から午後6時まで
- (2) 学校休業日:午前8時～午後6時まで
- (3) 延長時間:午後6時～6時30分(※別途延長登録申請が必要です。)

4 休業日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

ただし、土曜日については日々登録児童に限り、拠点児童センター(南部・北部・東部児童センター)にて受け入れを行います。なお、第2土曜日は、登録している児童クラブで受け入れを行います。拠点児童センターについては、下記の通りです。

【南部児童センター】 仁礼、井上地域児童クラブ

【北部児童センター】 日野、豊洲、森上地域児童クラブ

【東部児童センター】 日滝、豊丘、高甫地域児童クラブ

5 利用料等

(1) 区分と利用料は次のとおりです。

区 分	利 用 料
日々登録児童	月額 3,000 円
長期登録児童	年額 6,000 円
延長登録児童	日々登録: + 月額 500 円 長期登録: + 年額 1,000 円

(2) 納入方法

口座振替により納入いただきます。入所決定通知とともに、口座振替依頼書を送付しますので提出をお願いします。

(3) 利用料の減免について

利用料の減免を受ける場合は、別途減免の申請が必要となりますので「登録児童負担減免申請書」を提出してください。なお、**減免の決定は 7 月になります。**

減 免 対 象	減 免 の 額
生活保護世帯	全額
ひとり親世帯等。ただし、市民税非課税世帯に限る。	全額
登録児童が同時に複数いる世帯の、2 人目以降の児童。ただし、2 人目以降の児童とは、年齢の若い児童をいう。	2 分の 1 の額

※対象世帯に該当していても、申請がない場合は適用できませんのでご注意ください。

市税の決定が 6 月になるため、6 月分の児童クラブ利用料まではお支払いいただきます。

課税状況が判明したところで、納付いただいた利用料を還付いたします。

【減免該当世帯の利用料納付の例】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料	納付			還付	減免	→						

6 提出書類

(1) 須坂市放課後児童クラブ登録申請書

児童と同居する(世帯分離を含む)家族全員を申請書にご記入ください。

(2) 就労証明書 **児童と同居する(世帯分離を含む)家族全員分**

就労証明書は、保育園申込みの際提出する就労証明書のコピーでも可としますが、保育園就労証明書のコピーは保護者ご自身でご用意ください。ただし、農業の方は必ず児童クラブ申込み用の就労証明書をご使用ください。

(3) 延長登録申請書、登録児童負担減免申請書(必要な方)

7 申込期間・登録決定について

(1) 申込期間 2026 年 10 月 13 日(火)～2026 年 12 月 18 日(金)

※電子申請も可能です。詳細は別紙をご参照ください。

(2) 書類提出場所 須坂市役所学校教育課(東庁舎窓口⑫番)

または各地域児童クラブ

※小学校では、申請書類をお預かりできません。

(3) 登録の決定 申請書等を審査のうえ決定いたします。

入所決定通知書は、2 月下旬～3 月上旬に送付予定です。

8 おねがい・おしらせ

- (1) 児童が児童クラブから帰宅する際は、保護者のお迎えを原則とします。
- (2) 年度途中に児童クラブを退所・休所することもできます。その場合は、所定の届出書を毎月 20 日までにご提出をお願いします。
- (3) 児童クラブでは保護者会の承認をふまえ、毎日おやつを用意しています。おやつ代は利用料とは別に現金徴収をしています。
- (4) 2020 年度より市の放課後児童クラブは指定管理者制度を導入しています。児童クラブにてお子様をお預かりするにあたり必要な個人情報、須坂市教育委員会から指定管理者(シダックス大新東ヒューマンサービス(株))に提供を行いますので、ご了承ください。
- (5) クラブ利用前に持ち物の確認、職員の配置変更等を要しますので、余裕をもって申込をしてください。年度初め、長期休業直前での利用申込はお控えください。
- (6) 3 月に各クラブで入所説明会がありますので、ご参加ください。

9 市内児童クラブ・問い合わせ先

児童クラブは、各小学校区に設置されています。各小学校の利用児童クラブは、下表のとおりです。

児童クラブの活動に関するお問い合わせは各地域児童クラブへお願いいたします。

各地域児童クラブ ※土日祝日除く 午後 1 時～午後 6 時 30 分

小学校	利用児童クラブ	所在地	電話番号(FAX兼)
須坂小学校	東部地域児童クラブ	大字日滝 91 番地 4(東部児童センター内)	Tel026-246-0079
小山小学校	南部地域児童クラブ	墨坂南四丁目 1 番 8 号(南部児童センター内)	Tel026-248-2330
森上小学校	森上地域児童クラブ	墨坂三丁目 1 番 1 号(森上小学校内)	Tel026-248-1411
日滝小学校	日滝地域児童クラブ	大字日滝 1648 番地(日滝小学校敷地内)	Tel026-248-3080
豊洲小学校	豊洲地域児童クラブ	大字小島 401 番地 1(豊洲地域公民館隣)	Tel026-248-5171
日野小学校	日野地域児童クラブ	大字塩川 158 番地 2(日野小学校敷地内)	Tel026-246-5789
井上小学校	井上地域児童クラブ	大字幸高 292 番地(井上小学校敷地内)	Tel026-248-5377
高甫小学校	高甫地域児童クラブ	大字八町 1916 番地(高甫小学校内)	Tel026-248-6010
旭ヶ丘小学校	北部地域児童クラブ	大字小河原 3305 番地 1(北部児童センター内)	Tel026-248-8381
仁礼小学校	仁礼地域児童クラブ	大字仁礼 108 番地 1(旧JA仁礼支所 1 階)	Tel026-248-1704
豊丘小学校	豊丘地域児童クラブ	大字豊丘 1070 番地(豊丘小学校内)	Tel026-248-1705
須坂支援学校	東部地域児童クラブ	大字日滝 91 番地 4(東部児童センター内)	Tel026-246-0079

須坂市内には民間の児童クラブが 2 か所あります。民間児童クラブの利用を希望する場合は、各民間児童クラブにて入所手続きを行ってください。開所時間等が須坂市設置の児童クラブと異なりますので、詳細については各民間児童クラブへ直接お問い合わせください。

【学童保育どんぐりクラブ】須坂市臥竜 2-7-12 Tel026-248-0611

【やすらぎ児童クラブ】須坂市大字日滝字寺窪 2882-1 Tel026-285-0888

利用登録・利用料など放課後児童クラブ全般に関するお問合せ

学校教育課児童生徒支援係 Tel026-248-9010

※土日祝日除く 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

電子申請の流れ

次の表を参考に、スマートフォンまたはインターネットに接続できるパソコンから申込をしてください。
電子申請の申込期間は、2026年10月13日(火)～2026年12月18日(金)です。

スマートフォンやパソコンをお持ちでなく電子申請ができない方、クラブ利用に不安のある方、相談のある方は書類での申請を受付しますので、各クラブ又は学校教育課へ申込書類一式をご提出ください。

① ながの電子申請サービスへアクセス

「須坂市公式ホームページ」へアクセスし、「電子申請について」を選択。
ながの電子申請サービス(須坂市)を選択してください。



登録申請



延長申請

② 申込ページへアクセス

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択し、説明事項を確認し、「同意する」を選択。
連絡先メールアドレスを入力。設定したメールアドレスに登録手続き用 URL が記載されたメールが届きますので、申請を行ってください。

③ 申込み内容の入力

申請画面から必要な事項を入力してください。
「就労証明書」は、スマートフォン等で撮影した画像データを添付してください。
継続児童も「就労証明書」の添付が必要です。

④ 申請仮受付完了メールの受信

申請が完了すると、メールアドレスに申請仮受付完了メールが届きます。整理番号、パスワードが記載されていますので、必ず保存してください。
※入力内容の確認や修正の際に必要となります。

⑤ 申込内容の審査・申請完了メール

申込内容に不備があった場合、学校教育課から修正依頼メールが届きます。メールに書かれた修正事項を確認のうえ、修正手続きをしてください。
審査で不備がなかった場合は、申請完了通知が届きます。また、修正依頼メールが届いた場合は、修正が完了すると申請完了メールが届きます。

※電子申請の手順は、右記二次元コードのマニュアルをご覧ください。



登録申請マニュアル



延長申請マニュアル

注意事項

- ・兄弟姉妹で申込をされる場合、それぞれの児童で申込が必要となります。
- ・利用時間の延長登録が必要な方は、別途電子申請にて延長登録申請を行ってください。
- ・利用料の減免を受ける場合は、別途減免の申請が必要となりますので「登録児童利用料減免申請書」を書面にて提出してください。なお、兄弟姉妹で利用する方も「登録児童負担減免申請書」の申請が必要となります。
- ・日野地域児童クラブは1～2年生が「日野地域児童クラブ 1」、3～6年生は「日野地域児童クラブ 2」となります。